

人材紹介に関する基本契約書

_____(以下「甲」という)と、株式会社ホライズン(以下「乙」という)とは、有料職業紹介サービスに関するコンサルティング契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通保有する。

第1条 (本則)

甲は、職員採用に関して、乙に有料職業サービス及び採用に関するコンサルティングを委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約履行により相手方から開示を受ける経営上及び営業上の情報並びに個人情報を第三者に漏洩してはならないものとする。

第3条 (手数料)

乙が実施した有料職業紹介サービス及び採用に関するコンサルティングの対価(以下「コンサルティング等料金」という)として、乙が甲に紹介した人材(以下「候補者」という)が甲に採用された場合、甲は下記に規定する計算式により算出された理論年収あるいは理論週収に52週分乗じた金額の20%(消費税は別途加算)を乙に支払うものとする。支払期日は候補者入職月末締め翌月末までとする。

口座への振込手数料は、甲の負担とする。

<正職員の場合>

理論年収：候補者が入職した際に想定される年収金額

理論年収 = 「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」

※ 月額固定給 = 「基本給および毎月決まって支給されるすべての手当」

※ 毎月決まって支給されるすべての手当＝通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まず。

※ 時間外・休日・深夜労働手当＝労働基準法において定められている割増賃金のこと。

※ 年棒制を採用する場合は、年棒額を理論年収とする。

※ 1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年間とみなし換算した額を理論年収とする。

<非常勤職員の場合>

理論週収：候補者が入職し発生する想定週収

※ 理論週収 = 「時給×想定勤務時間(1日当たり)×想定出勤日数(週平均)」

非常勤雇用の夜勤専従職のケースは、下記計算式を採用する。

理論年収：候補者が入職した際に想定される年収金額

※ 理論年収 = 「1勤務当りの支給額×想定出勤日数(週平均)×52週」

第4条 (返金規定)

候補者が、甲への入職日から起算して下記の期間内に当人の一身上の都合、または当人の責を理由とする解雇（整理解雇または甲の一方的理由による解雇は除く）により退職した場合は、その在籍期間に応じて、乙は次の割合により第3条により支払われたコンサルティング等料金を甲に返金するものとする。

- ・1ヶ月以内：100% ・3ヶ月以内：80% ・6ヶ月以内：50%
- ・9ヶ月以内：30% ・1年以内：10%

※ 上記期間は、入職日を起日とする雇用期間とする。

第5条 （反社会的勢力との絶縁の保証）

- 1.甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと、及びそれらと一切の関係が無いことを表明及び保証する。
- 2.甲及び乙は、相手方が前項の事実と反すると合理的に判断したときは、本契約を解除することができるものとし、本契約を解除したことにより、相手方に損害が生じてこれを賠償ないし補償することを要しない。また解除したことにより自身に損害が生じた場合は、相手方はその損害を賠償するものとする。

第6条 （期間内解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができる。

第7条 （有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも契約少量の意思表示がない限り、引き続き1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条 （協議事項）

本契約に定めのない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上

年 月 日

(甲)

(乙)

〒474-0025

愛知県大府市中央町 6-72

村瀬ビル 1 階

株式会社 ホライズン

印

代表取締役

岡田晃一郎

印